

さめうら湖利用計画

平成24年5月

さめうら湖協議会

1. 早明浦ダム湖利用計画の位置づけ

早明浦ダムは昭和50年4月に管理が開始され、これまで治水・利水上の機能を十分発揮してきているものの、ダム湖の利活用については、明確な方針がないため十分な活用がなされてこなかった。

近年、河川法改正の他、余暇活動の活発化と相まって、水辺空間等の利用への需要が高まりつつあり、水源地域振興の観点からも、観光・レクリエーション資源としてのダム湖の利活用が促進されるようダム管理者としても十分な支援態勢を整えて臨む必要がある。

一方、ダム湖利用者の増加に伴い水質事故、騒音、ゴミなどの散乱などを回避するルールの確立も求められるようになってきており、環境保全、安全確保、周辺住民の方々との交流の促進等への取り組みもさらに必要となってきた。

公共施設であるダム湖での湖面利用については一定の制限の下に自由使用が原則であり、湖面の環境保全や安全確保、迷惑行為の防止等は、個々の利用者の自覚と責任に負うところが大きい。今後、利用者数の増加が見込まれ、利用形態も多様化する状況を想定すると、その利用のあり方についてより公汎なルールを定める必要がある。

「さめうら湖協議会」は、ダム湖及び周辺の自然的及び社会的環境を踏まえ、ダム湖周辺における環境の適正な保全と創造を計画的に進め、かつ、秩序ある利用がなされるようダム湖環境の保全・創出・活用のあり方について協議し、計画を策定するものとする。

2. ダム湖利用の基本方針

(1) ダム機能保全

ダム湖の利用によりダムの運用に支障をきたしたり、管理設備や湖岸に損傷を与えたり、または構造物の設置により貯水容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させることのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 環境保全

ダム湖の利用により、水質、景観の阻害及び利用にあたって排出した廃棄物等の発生などダム湖及び周辺の環境悪化を招かないよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 自由使用

ダム湖は言うまでもなく公共的な河川空間が大部分であり、河川区域内に公共の目的等で設置されており、その利用にあたっては河川法等による一定の制限の

下に自由使用が原則である。特定の利用目的のための許可を行う場合にも、公共性・一般利用者への公開性が保たれるよう配慮する必要がある。

3. ダム湖利用の原則

ダム湖利用の基本方針に基づき、以下のとおりダム湖利用の原則を定める。

1) さめうら湖を船舶等により利用可能な者は、公共性が保たれる者や、「嶺北漁業協同組合」並びに「特定非営利活動法人さめうらプロジェクト」に所属する者に限る。

ただし、「特定非営利活動法人さめうらプロジェクト」は、メンバーの湖面において利用される船舶及び所有者を把握するとともに、早明浦ダム湖面利用規則を策定し、さめうら湖協議会にて了承された場合に限る。また、早明浦ダム湖面利用規則を変更する場合も、さめうら湖協議会の了承を得るものとする。

なお、早明浦ダム湖面利用規則が了承された場合であっても、規則が遵守されていないと認められる場合は、「特定非営利活動法人さめうらプロジェクト」の利用を制限することがある。

2) キャンプ及び遊泳は禁止とする。

3) さめうら湖の利用については、早明浦ダム流入量が原則 $100\text{ m}^3/\text{s}$ 以下の場合について利用可能とし、かつ別図に示す網場より上流とするほか、日の出から日没までの間とする。

ただし、ダム管理等公共の目的での利用については、この限りではない。

4) 湖面への進入路は別図に示すとおりとする。なお各進入路には門扉を設置し施錠する。

5) 別図に示す範囲内での車輛等の駐車を禁止する。

6) 水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。

7) 事故については自己責任とし、各種法律に準拠し処理することとする。

8) 貯水池並びにその周辺での騒音等迷惑行為を禁止する。

9) ゴミの持ち帰りを徹底する。

10) 貯水池周辺において各種事故が発生・発見した場合は速やかに別紙-1のとおり連絡することとする。

附 則

この計画は、平成17年1月28日から施行する。

この計画は、平成18年3月9日から施行する。

この計画は、平成24年1月24日から施行する。

この計画は、平成24年5月11日から施行する。